

「江戸川放水路における貝殻の投棄の禁止に関する条例（案）」についての
パブリックコメント実施結果

市川市水と緑の部河川・下水道建設課

○実施期間
令和4年11月7日(月)～12月6日(火) 計30日間

○ご意見を提出いただいた方の人数及び件数
①インターネット 7人 13件
②実施担当課へ提出（持参） 0人 0件
③郵送 0人 0件
④FAX 1人 5件

○ご意見への対応
①ご意見を踏まえ、修正するもの 7件
②今後の参考とするもの 3件
③ご意見の趣旨や内容について、考え方が盛り込み済みであるもの 0件
④その他（本条例そのものに関する内容ではないもの） 8件

○ご意見の概要と市の考え方

NO	ご意見の概要	市の考え方	ご意見への対応
1	牡蠣殻を大量に投棄することで、生態系に影響するかもしれない。定義で「利用者が安全かつ清潔に自然豊かな江戸川放水路～」のように「自然豊かな」という単語を入れるだけでも良い。	本条例では江戸川放水路における貝殻の投棄を禁止行為として定める事により、河川空間の利用環境を保全することを目的としております。 生態系への影響については、その因果関係が確認された場合は別途検討する必要があると考えております。	④その他
2	「（４）市の責務」において「利用環境保全」に加えて生態系等「自然環境の保全」も含めることはできないか。	本条例では江戸川放水路における貝殻の投棄を禁止行為として定める事により、河川空間の利用環境を保全することを目的としております。 自然環境の保全については、別途、市民の方の自発的な環境活動に対する支援業務を行っております。	④その他
3	「江戸川放水路」という名称は現在ない。	本条例の適用範囲が江戸川の一部と限定的なことから、対象区域を分かりやすく明示するため通称を使用しております。	②今後の参考
4	「（４）市の責務」の（４）において、「国及び取締り機関」に「出入国在留管理庁」を明示的に記載するのが良い。	過料の規定を盛り込んだことにより、取締りが可能になったことから、表現を「国及び取締り機関」から「国及びその他関係機関」に変更しております。	①ご意見を踏まえ、修正するもの

NO	ご意見の概要	市の考え方	ご意見への対応
5	「(3) 利用者の責務」と「(4) 禁止行為」にある「貝殻」は、「貝殻及びゴミ」として欲しい。利用環境の定義において「清潔」とあることとも親和性があると考ええる。	禁止行為の内容については他の法令との重複を整理したうえで決めています。一般ごみの放置については、別途適切に対応してまいります。	④その他
6	貝殻以外投棄してもよいと受け取れる。		④その他
7	貝殻を捨てるからと条例を作っても減とは思えない。監視と投棄者に対する指導が大切。	市によるパトロールを実施し、違反者に対して過料を科することで、実効性のある運用を図っていきたいと考えています。	①ご意見を踏まえ、修正するもの
8	当該条例の施行にあたり、「推進指導員の設置」を盛り込むべき。過料の一部は推進指導員の確保に係る費用に充ててはどうか。	本条例の施行にあたっては、市の職員による運用を考えております。推進指導員等による体制の強化については、今後の取締り実績等を踏まえ検討していきたいと考えています。	②今後の参考
9	運用の方法になるが、まずは投棄の実態把握のために海上保安庁と侵入経路などの情報共有をして欲しい。侵入経路に掲示する看板作成、通訳としてパトロールの同行など、ボランティア団体として協力できる。	本条例の施行に際し、関係機関との連携を図ってまいります。日常のパトロールにおけるその他の団体等との連携については、今後の取締り実績等を踏まえ検討していきたいと考えています。	②今後の参考
10	条例や注意看板を無視する人に対しては、法に基づいて積極的に摘発し、処分に必要な費用を全て当事者に負わせるべき。	市によるパトロールを実施し、違反者に対して過料を科することで、実効性のある運用を図っていきたいと考えています。	①ご意見を踏まえ、修正するもの
11	今回、問題となっている貝の乱獲は市外の者が商業目的で行っている可能性もあることから、高額な金銭罰と違反者の氏名・居住市を公開することができる規定を条例に盛り込むべき。	実効性の担保を強化するため、過料の規定を追加しました。違反者の氏名・居住市の公開については、今後の取締り実績等を踏まえ検討していきたいと考えています。	①ご意見を踏まえ、修正するもの

NO	ご意見の概要	市の考え方	ご意見への対応
12	子供が怪我をした事もあったため賛成。見回りだけでなく、罰金などきちんと取って欲しい。綺麗な江戸川、安心して子ども達を遊ばせられる川になることを期待する。	実効性の担保を強化するため、過料の規定を追加しました。	①ご意見を踏まえ、修正するもの
13	禁止行為を行った者への過料の規程を盛り込むべき。金額については、禁止行為に対して抑止力がある額にすべきである。		①ご意見を踏まえ、修正するもの
14	厳罰規定を盛り込み当該現場に明示する事と併せて、計画されているパトロールの強化等で不法投棄の抑制効果は果たせると思う。徹底的な取り締まり強化を図る意図が明確に示された条例でなければ、新しく制定する意味はない。		①ご意見を踏まえ、修正するもの
15	国土交通省や千葉県の河川に関する法令との刷り合わせはしたのか。	禁止行為の内容については他の法令との重複を整理したうえで決めています。	④その他
16	江戸川河川敷の利用と自然環境の保護・保全の条例を作るための、有識者の会を設けて作るべき。	本条例では江戸川放水路における貝殻の投棄を禁止行為として定める事により、河川空間の利用環境を保全することを目的としております。 自然環境の保護・保全については、別途、市民の方の自発的な環境活動に対する支援業務を行っております。	④その他
17	既存の法律で河川への投棄の規制がなければ制定すべき。牡蠣が採れる場所であれば、適切な漁業者が持続的に採取し流通することを望む。	本条例では江戸川放水路における貝殻の投棄を禁止行為として定める事により、河川空間の利用環境を保全することを目的としております。	④その他
18	江戸川部分にも漁業権を設定して、貴重な海産物の乱獲を阻止すべき。		④その他